

電波法の一部を改正する法律案（閣法第二五号）（衆議院送付）要旨

本法律案は、電波の有効利用を推進するため、電波利用料の用途の範囲を拡大しようとするものであり、その主な内容は次のとおりである。

一、電波利用料の用途として、市町村等が設置している防災行政無線、消防・救急無線などの人命又は財産の保護の用に供する無線設備による無線通信について、デジタル技術など電波の能率的な利用に資する技術を用いた無線設備により行われるようにするため必要があると認められる場合における当該技術を用いた無線設備の整備のための補助金の交付を追加する。

二、この法律は、公布の日から施行する。